

県民の皆様どなたにも回答をお願いするアンケートです

令和6年度(2024年度)
犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者
に対する支援に関するアンケート調査
～ 茨城県からの協力のお願い ～

◆回答用ページURL

【注意】このアンケートには、「犯罪」や「性暴力」に関する内容が書かれています。
あなたの経験や体験によっては、見たくないと思う内容かもしれません。
少しでも不安があれば、ページを開かずに、回答をやめてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60471

このQRコードを
読むだけ



◆調査の回答期間

令和6年(2024年)12月15日(日)まで



◆◇アンケートの回答にあたって◇◆

- アンケートの所要時間は3分～15分程度です。
- 質問は全部で10問あり、すべて選択式です。
- 集計の結果は茨城県のホームページなどで公表する予定です。
- アンケートにより、回答者が特定されるようなことはありません。

◆◇「犯罪」、「性暴力」、「被害者」といった言葉に複雑な気持ちを感じる方へ◇◆

- このアンケートは、実際に起こった個別の事件、事案について調査するものではありません。
もちろん、このアンケートを通じて、皆さま個人の経験や体験が他人に知られるものでもありません。
- しかし、このアンケートの性質上、皆さま個人の経験や体験によってはその情報を見聞きしたくないと思う質問が含まれているかもしれません。回答を望まない質問について無理に回答していただく必要はありません。そのときは、どの答えの候補も選ばずに無回答としてください。
- 少しでも不安がある場合は、このアンケート自体、回答するのをやめてください。

《犯罪被害者等支援ってなに？》

犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族）が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取り組みをいいます。

茨城県では、令和4年に制定された「茨城県犯罪被害者等支援条例」及び「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づき、令和5年3月に「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

条例及び支援計画では、全ての被害者等が一日も早く、平穏な日常を取り戻せるよう支援を行うとともに、全ての県民が被害者の現状を理解し、二次的被害の防止に努めることが定められています。

重要 《なんでアンケートをやるの？》

県民の皆様にも、条例や被害に遭った際の対処方法、相談窓口があることを知っていただきたいと考え、広報啓発を兼ねた認知度調査を昨年度から実施しております。

全ての県民を対象に、認知度調査を行うことで、効果的な広報啓発が図られ、把握した認知度や必要な支援については、今後の県の取り組みに反映していく仕組みとなっております。

【調査実施機関】

茨城県 県民生活環境部 生活文化課 安全なまちづくり推進室